

臨時分し尿収集をご利用のみなさまへ

令和7年3月31日で臨時分し尿収集は
行政収集⇒許可収集へ移行します

◆ 令和7年3月31日で行政収集は終了します

本市では、①汲み取り式トイレが設置されている一般家庭および事業所に対する定期分収集に加え、②工事現場や公共下水道整備計画区域外等において一時的に設置された仮設トイレに対する臨時分収集についても、行政サービスの一つとして収集を行ってきました。

しかしながら、市全体の財政状況が悪化していることから、財政構造改善基本方針に基づき、②臨時分収集は令和7年3月31日をもって終了し、令和7年4月1日以降は許可業者による許可収集へ移行する運びとなりました。

これまで本市の臨時分収集をご利用されていた事業者の皆様にはご不便とご負担をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※①定期分収集は変更ありません。令和7年4月1日以降も従前どおり行政収集を継続します。

◆ 許可収集への移行後の対応について

令和7年4月1日以降は本市では臨時分収集は行いませんので、次のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

● 臨時分収集の申込先について

本市が許可している業者しかご利用いただけません。全許可業者が加盟している西宮環境事業協同組合（TEL：0798-36-1752）までお申し込みください。

※料金は組合にお尋ねください。

※組合への問い合わせは、令和6年11月1日（金）以降でお願いします。

●購入済の臨時分し尿処理券について

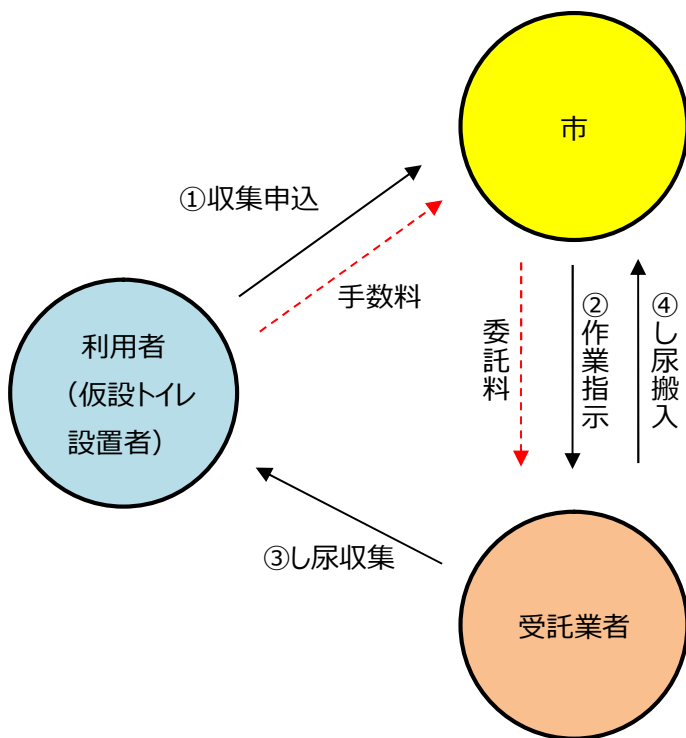
未使用の臨時分し尿処理券は美化第3課・各支所等の窓口にて払い戻しいたします。払い戻しを希望される場合は、**必ず令和7年5月16日（金）まで**にお申し出ください。

※**令和7年5月17日以降の申し出分**については**対応できかねます**のであらかじめご注意ください。

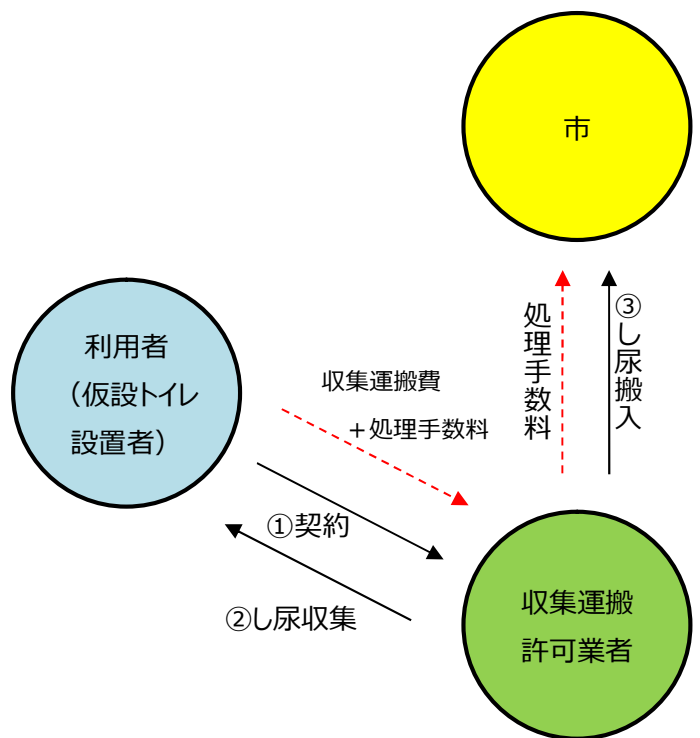
※一度に多くの方が払い戻しを希望された場合には、払い戻し用現金が不足する可能性が考えられます。払い戻しをご希望される場合は、大変お手数ですが必ず**来庁日の10日前までに美化第3課（0798-33-0779）まで事前連絡**をお願いします。

◆ 許可収集への移行後の流れ（イメージ）

【現状（令和7年3月31日まで）】



【移行後（令和7年4月1日～）】



お問い合わせ先 西宮市役所 美化第3課 TEL0798-33-0779

〒662-0934 西宮市西宮浜3丁目3番

月～金の8時20分から11時45分、12時30分～16時50分まで